

長崎市高額地域生活支援事業給付費支給要綱

〔平成 18 年 12 月 28 日〕

告示第 926 号〕

改正 平成 22 年 3 月 31 日告示第 193 号

平成 27 年 12 月 28 日告示第 790 号

令和元年 6 月 26 日告示第 407 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、長崎市地域生活支援事業実施規則（平成 18 年長崎市規則第 94 号。以下「規則」という。）第 18 条に規定する高額地域生活支援事業給付費（以下「給付費」という。）の支給に関し、規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(支給要件及び支給額)

第 2 条 給付費は、給付費Ⅰ及び給付費Ⅱとする。

2 給付費Ⅰは、規則第 18 条第 1 項に該当する場合において、同項に規定する利用者負担額（以下この項において「利用者負担世帯合算額Ⅰ」という。）が次条に規定する高額地域生活支援事業給付費算定基準額Ⅰを超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額Ⅰから高額地域生活支援事業給付費算定基準額Ⅰを控除して得た額とする。

3 給付費Ⅱは、規則第 18 条第 2 項に該当する場合において、同項に規定する利用者負担額と同項各号に掲げる額を合算した額から高額障害福祉サービス費又は高額障害児施設給付費により支弁される額を控除した額（以下「利用者負担世帯合算額Ⅱ」という。）が次条に規定する高額地域生活支援事業給付費算定基準額Ⅱを超える場合に支給するものとし、その額は、当該月の利用者負担額を限度として、利用者負担世帯合算額Ⅱから高額地域生活支援事業給付費算定

基準額Ⅱを控除して得た額とする。

- 4 第2項に規定する給付費Ⅰの支給を受けた場合は、前項に規定する当該月の給付費Ⅱの額は、前項の規定にかかわらず、前項の規定により算定した額から当該月の給付費Ⅰの額を控除して得た額とする。

(高額地域生活支援事業給付費算定基準額)

第3条 高額地域生活支援事業給付費算定基準額Ⅰは、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 規則第16条第2項第1号に掲げる者が属する世帯 37, 200円
- (2) 規則第16条第2項第2号に掲げる者が属する世帯 0
- (3) 規則第16条第2項第3号に掲げる者が属する世帯 0

2 高額地域生活支援事業給付費算定基準額Ⅱは、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 規則第16条第2項第1号に掲げる者が属する世帯 37, 200円
- (2) 規則第16条第2項第2号に掲げる者が属する世帯 0
- (3) 規則第16条第2項第3号に掲げる者が属する世帯 0

3 規則第16条第3項の規定により、政令第17条の規定により市長が決定した区分に準ずる区分としての決定を受けている者の前2項における世帯の区分については、前2項の規定にかかわらず、当該決定を受けている区分に該当する世帯の区分とする。

4 規則第16条第4項の規定により、介護給付費等上限月額を負担上限月額とされている者が属する世帯の高額地域生活支援事業給付費算定基準額Ⅰ及び高額地域生活支援事業給付費算定基準額Ⅱは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該介護給付費等上限月額の

額とする。

- 5 規則附則第6項の規定の適用を受ける者が属する世帯の高額地域生活支援事業給付費算定基準額Ⅰ及び高額地域生活支援事業給付費算定基準額Ⅱは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、規則附則第6項に定める負担上限月額額とする。

(支給の申請)

第4条 給付費の支給を受けようとする用具給付決定者等は、高額地域生活支援事業給付費支給申請書(第1号様式)に同一世帯に属する用具給付決定者等が支払った利用者負担額及び規則第18条第2項各号に掲げる額を支払ったことを証する書類を添付して福祉事務所長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。ただし、所長は、公簿等により利用者負担額等を確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(支給の決定等)

第5条 所長は、前条の申請があったときは、給付費の支給の要件について審査し、支給又は不支給の決定をするものとする。

- 2 所長は、前項の決定をしたときは、高額地域生活支援事業給付費支給(不支給)決定通知書(第2号様式)により用具給付決定者等に通知するものとする。

- 3 所長は、第1項の規定により給付費を支給する旨の決定をしたときは、同項の申請書の提出があった日の属する月の翌々月の末日までに給付費を支給するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (平成18年12月28日告示第926号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成18年10月1日以後の利

用に係る給付費について適用する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日告示第 193 号）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 28 日告示第 790 号）

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 26 日告示第 407 号）

この要綱は、告示の日から施行する。